

令和7年4月9日

柏市議会議長 助川 忠弘 様

議員名 松本 寛道



政務活動費収支報告書

柏市議会政務活動費交付条例第13条第1項の規定により、令和6年度
政務活動費に係る収支報告書及び領収書等を提出します。

1 収 入

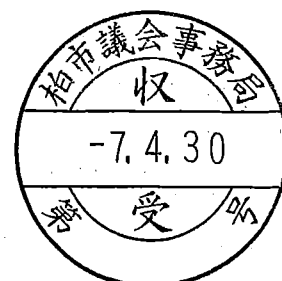
840,000 円

2 支 出

科 目	金 額 (円)	備 考
研 修 費		
調 査 旅 費		
資 料 購 入 費		
資 料 作 成 費	15,265	✓
広 報 費	282,463	✓
広 聴 費		
人 件 費		
事 務 所 費	528,000	✓
そ の 他 の 経 費	15,213	✓
合 計	840,941	✓

3 残 金

0 円 ✓



R6 年度

議員名 松本寛道

支出科目 資料作成費

[illegible]

領収書等の貼付票

議員名 松本寛道

使途科目 資料作成 費

新製品が安い
KS ケーズデンキ

No. 1

お買上げ明細

2025年 1月20日(月)

14時31分

(1087000342278)

会員番号

<明細>

1 ●インクカートリッジ 持帰
キヤノン
4549292097566 BCI-380XLPBK 10%
5点 ¥9,310
5%値引対象

2 ●インクカートリッジ 持帰
キヤノン
4549292097573 BCI-381XLC 10%
1点 ¥1,985
5%値引対象

3 ●インクカートリッジ 持帰
キヤノン
4549292097580 BCI-381XLM 10%
1点 ¥1,985
5%値引対象

4 ●インクカートリッジ 持帰
キヤノン
4549292097597 BCI-381XLY 10%
1点 ¥1,985
5%値引対象

8点/合計 ¥15,265
税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥15,265
(内消費税額 ¥1,387)

[0111234-011155520-2310004809614]

領収証

2025年 1月20日(月)

14時31分

金額 ¥15,265

(内消費税等 ¥1,387)
税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥15,265
(内消費税額 ¥1,387)

但し、お品代として

上記金額正に領収致しました。

<決済内訳>

クレジットカード ¥15,265
(内消費税等 ¥1,387)

登録番号:T6050001000897

株式会社ケーズホールディングス

ケーズデンキ柏中央店

電話番号 04-7140-1321

販売担当者

店コード 220000112346

売上伝票番号 2310004809614

支払事実申立書（議員用）

次の支払いについて、領収書等の要件を一部満たしていませんが、柏市政務活動費交付条例第13条第3項の規定により、支払事実には相違ないことを申し立てます。

1 支払年月日

2025年1月20日

2 支払金額

15,265円

3 支払先

株式会社ケースホールディングス

ケースデンキ柏中央店

4 支払内容

インク代

5 理由

①口座引落しのため、明細書で対応

②クレジット払いのため、明細書で対応

③レシートのため宛名・領収印が無い

④その他（レシート型領収書のため宛名がない）

令和7年4月9日

議員名 松本 寛道

R6 年度

議員名 松本寛道

支出科目 広報費

[illegible]

領 収 書

2025年01月17日

松本寛道 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック
〒617-0003
京都府向日市森本町野田3-1
TEL 0120-977-920
FAX 075-935-6890



お支払条件	クレジットカード	納品場所	ご指定場所
御請求金額	37,505円 (税込)	納品期日	4営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
	品名：松本寛道議会報告2025年新春号 A4 / 両面4色 / コート90 / 15,000部×1種類 / 加工1：二つ折り 加工2：	1	37,505	37,505
合 計				37,505

特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、
印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

領収書

2025年01月24日

松本寛道 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

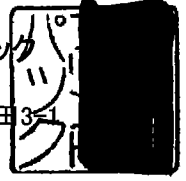
株式会社プリントパック

〒617-0003

京都府向日市森本町野田3-1

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-6890



お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 61,860円 (税込)

納品期日 4営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
	品名：松本寛道議会報告202501 A4 / 両面4色 / コート90 / 30,000部×1種類 / 加工1：トンボ仕上がり断裁（ご注文サイズでお納め） 加工2：	1	61,860	61,860
合 計				61,860

特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、
印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

領収書等の貼付票

議員名 松本寛道

No. 1

使途科目 広報 費

領 収 証

松本寛道

様

No. 333307

金額

¥183,098-

但 2/7号 議会レポート併配所代として

内 訳

現金 振込 ¥183,098-

小切手

消費税額等(10%) ¥16,645-

2025年3月7日 上記正に領収いたしました

株式会社 地域新聞社

〒276-0020

千葉県八千代市勝田台北1-11-16 5F

□本社 TEL.047(485)1100



営業担当印



登録番号: T6040001020962

広報紙等索引票

領収書日付: R7年1月17日

領収書金額: 37,505円

混在OK)

題名: 松本寛道 議会報告

発行日: 2025年1月17日

発行部数 15,000枚

上記領収証の内訳は印刷費のみです。デザイン費等は含まれていません。

広報紙等索引票

領収書日付: R7年1月24日

領収書金額: 61,860円

題名: 松本寛道 議会報告

発行日: 2025年1月24日

発行部数 30,000枚

1月17日に印刷したものと1月24日印刷したものは同じものです。

上記領収証の内訳は印刷費のみです。デザイン費等は含まれていません。

本音 de レポート

2025年 新春号



世界では紛争が続いており、悲しいニュースが連日報道されています。平和の尊さを改めて認識するとともに、平和は当たり前には存在するのではなく、私たちが日々努力して維持していかなければならないものであることを痛感しています。武力による現状変更に対して強く抗議します。

●柏市の水源地の水に北千葉広域水道企業団の水を混ぜるとPFAS値が上がってしまうのか？

柏市水道のPFOS・PFOA値(2021年度)

北千葉広域水道企業団浄水

単位ng/l

5月 5未満
8月 6
11月 5
2月 5未満

柏市地下水
第三水源地 1未満
第四水源地 1未満
第五水源地 1未満

浄水
9
8
10

柏市の水道は、柏市内の地下水に北千葉広域水道企業団からの江戸川表流水を混ぜて、市民に供給しています。令和3年度の柏市内の水源地ではPFOS及びPFOAは定量下限値1ng/l未満となっており、ゼロまたはほぼゼロに近い状態です。ここに北千葉浄水場からの水を加えて配水する段階になると8~10ng/lに上昇します。水源地の原水は汚染されていなかったにもかかわらず、北千葉浄水場からの浄水を加えるとアメリカの水質基準(4ng/l)を超えてしまうということになります。柏市上水道のPFOS及びPFOAは北千葉浄水場からの浄水に由来すると考えられます。水質のさらなる調査を求めました。

●コンビニ交付手数料を半額にする根拠が怪しい件

柏市役所の提供するサービスの料金については、「受益者負担の原則」に基づいて金額が定められています。ただ、多くのサービスは受益者負担が十分でないため、公費負担により維持されています。

住民票の発行については、これまで受益者負担率は12%とされ、残りの88%を今後値上げしていくとされていました。しかし、今回の値下げに際して、受益者負担率は152%であり料金が高すぎたとしておりこれまでと全く違った説明となっています。

★住民票の発行について、

従来の計算:300円(受益者負担率12%) → 2500円に値上げ

今回の計算:300円(受益者負担率152%) → 150円に値下げ



今回の値下げはマイナンバーカードへ誘導するためですが、恣意的な計算方法で数字を作るのは問題です。今回の計算には本来なら含めるべきである共通のシステム費用が含まれていません。今回のコンビニ交付手数料の値下げは柏市のこれまでの手数料の体系全体の信用を揺るがすものです。今後も他の料金根拠を引き続き検証していきます。

柏市
CITY LIFE

ARI 2.1

コンビニ交付なら
半額

■住民票の写し
■印鑑登録証明書
■出生証明書
(出生・婚姻・所得)
利用できる時間 6:30 ~ 23:00

■戸籍の附票
■戸籍簿抄本
利用できる時間 8:30 ~ 17:15 (平日のみ)

150円

市政へのご意見をお寄せください

氏名:
電話番号:
Eメール:

松本寛道事務所
FAX:04-7167-8341
hiromichi.kashiwa@gmail.com



松本寛道プロフィール: 1977年生まれ。富勢小学校、麻布中学校、麻布高等学校卒業。高校在学中に柏市交換派遣青少年としてトランス市を訪問。高校卒業後、新聞配達。2001年京都大学総合人間学部基礎科学科卒業。会社員を経て2003年より柏市議会議員(現在6期目)。2010年市民と共に「柏のおさいふ事情」を発行。教育民生委員長、建設経済委員長などを歴任。

※松本寛道と共に市政を前向きに変えていきたいと考えている方を募集しています。松本寛道事務所までご連絡ください。

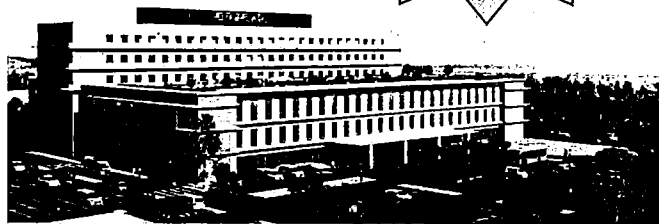
柏の水を守る

能登半島地震では水道施設の復旧が一番遅れて住民の生活に影響を及ぼしました。柏市でも2012年に大規模な断水が発生するなど、脆弱性に問題を抱えています。PFASの問題もあり、改めて柏市の水道について検証していきます。

建て替え後の市立柏病院では 地下水の利用を

2028年度に開院予定の新病院では、「ライフラインの多重化」として地下水の利用が検討されています。災害時には水道インフラが破壊されることも想定されます。能登半島地震でも水道の復旧に時間がかかりました。市立柏病院での地下水の利用はトイレなどに限るとしていますが、私からは日常的に手術や飲用に使えるようにすべきことを提案しました。

NO!
フッ素化合物
(PFOS・PFOA)



篠籠田の

浸水被害対策を

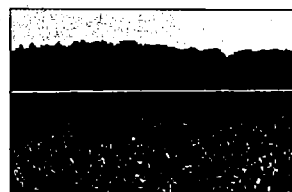
一昨年9月20日年の大雨で、篠籠田地域で浸水被害がありました。10分間で30mmという大量の雨が降ったことが原因ですが、一部地域に排水が集中していることも問題です。引き続き水害の被害を減らすように対策を求めています。



手賀沼の外来生物駆除へ

手賀沼ではナガエツルノゲイトウなどの外来生物が水面を覆っていて、生態系に影響を及ぼしています。千葉県庁が外来生物駆除に取り組んでいますが、根絶には至っていません。

切れ端からでも再生するので、用水路でも繁茂しています。地元自治体として長期的な取り組みが求められます。



北千葉広域水道企業

団の水は安全なのか？

柏市内の水源地の地下水はPFASの値が1ng/l未満です。北千葉広域水道企業団だけに頼るのではなく、リスク分散の観点からも、豊富で安全な柏市内の地下水利用を提言します。

高濃度PFOS・PFOAが検出された藤ヶ谷地区で 海上自衛隊下総航空基地の調査を求める

海上自衛隊下総航空基地では、過去にPFASを含んだ泡消火剤を使用していました。そして現在、下総基地周辺で高濃度のPFOS・PFOAが検出されています。地下水汚染の原因は下総基地である可能性が高いですが、現在まで特定はしていないとされています。周辺の調査に留まらず、下総基地内のボーリング調査をすべきだと訴えました。

Next Stage：複数水源の確保へ

一つの水源に過度に依存していると、その水源で破損や汚染があると市内全体で断水してしまいます。利根川の表流水に過度に依存するのではなく、地下水を有効活用して水源の安定を図るべきことを提言します。

松本寛道は行政書士資格を有し、行政手続きの支援を行っています

「手続きの書類は何か必要なのか?」、「相続手続きはどうしたら良いのか?」など、いろいろと疑問があると思います。行政書士資格を有する松本寛道は、行政手続きの支援を行っています。毎週金曜日に無料相談会(要予約)を行っています。お気軽にご相談ください。

①終活、遺言、相続、介護 ②いじめ、教育、生活困窮 ③法人設立、運営、ビザ取得

議員名 松本寛道

[illegible]

領収書等の貼付票

議員名 松本寛道

No. 1

使途科目 事務所 費

領 収 証

No. 2531

松本寛道 様

2025 年 3 月 31 日

★ ¥ 660,000.-

但 2024年4月から2025年3月までの賃料として
上記正に領収いたしました

東京都港区後援 1-19-13

宇津宮 けい

03-3838-2333



按分票

領収書日付: R6 年 4 月 1 日 ~ R7 年 3 月 31 日

領収書金額: 660,000 円

品名: 事務所家賃

按分率: 10 分の 8

政務活動費対象金額: 528,000 円

備考: 個人事務所としても使用するため

支出の内容が政務活動目的に関連する理由の説明書

領収書日付： 2025 年 3 月 31 日

領収書金額： 660,000 円

支出件名： 事務所家賃

按分率： 10 分の 8

政務活動費対象金額： 528,000 円

上記の支出について、政務活動費の支出として収支報告書に計上するため、その理由を以下に付して、説明します。

1. 具体的な支出内容

事務所家賃

2. 支出内容が政務活動の目的に関連する理由

議員活動に使用するため

3. 按分率の設定理由

使用頻度による

令和 7 年 4 月 9 日

議員名 松本寛道



事業用賃貸借更新契約書

貸主「甲」 有限会社 宇津宮商事

借主「乙」 松本 寛道

事業用賃貸借契約に付帯する賃貸借契約約款に基づき以下条件にて本契約を締結する。

【物件の表示】

名 称		
所 在 地		
建 物	鉄骨造陸屋根3階建	
使用目的	事務所	

【賃貸借の条件】

賃 料	月 額	53,000円
管 理 費	月 額	2,000円
保 証 金	預り保証金額	
	保証金償却は、解約明け渡し時に賃料の*ヶ月分相当額	
敷 金	預り敷金	106,000円
更 新 料	新賃料の1ヶ月分相当額	
契約期間	自 2021年 9月 1日 ~ 至 2024年 8月 31日	
解 約 権	借主が、解約の申入れした通知日から1ヶ月経過後に発生	
貸 与 鍵	紛失した場合には交換費用を借主は負担する	

【支払方法および支払期限等】

賃料等振込先	銀行・支店 口座番号 口座名義	代表取締役
支払の期限等	翌月分を毎月末日までに支払うこと（翌月分前払い方法） 振込等の手数料は借主の負担とする	
特 記 事 項		

事業用賃貸借更新契約書

貸主「甲」 有限会社 宇津宮商事

借主「乙」 松本 寛道

事業用賃貸借契約に付帯する賃貸借契約約款に基づき以下条件にて本契約を締結する。

【物件の表示】

名 称		
所 在 地		
建 物	鉄骨造陸屋根3階建	
使用目的	事務所	

【賃貸借の条件】

賃 料	月 額	53,000円
管 理 費	月 額	2,000円
保 証 金	預り保証金額	
	保証金償却は、解約明け渡し時に賃料の*ヶ月分相当額	
敷 金	預り敷金	106,000円
更 新 料	新賃料の1ヶ月分相当額	
契約期間	自 2021年 9月 1日 ~ 至 2024年 8月 31日	
解 約 権	借主が、解約の申入れした通知日から1ヶ月経過後に発生	
貸 与 鍵	紛失した場合には交換費用を借主は負担する	

【支払方法および支払期限等】

賃料等振込先	銀行・支店 口座番号 口座名義	(有)宇津宮商事 代表取締役
支払の期限等	翌月分を毎月末日までに支払うこと（翌月分前払い方法） 振込等の手数料は借主の負担とする	
特 記 事 項		

第 6 条 (敷金保証金)

1. 「乙」は、本契約から生じる債務の担保として本契約に記載する敷金・保証金を「甲」に預け入れるものとする。但し、敷金・保証金には、利息をつけない。
2. 「乙」は、本物件を明渡すまでの間、敷金・保証金をもって賃料・管理・共益費等その他の債務と相殺をすることはできない。
3. 「乙」は、敷金・保証金返還請求を第三者に譲渡又は担保の目的に供してはならない。
4. 賃料が増額された場合、「乙」は、敷金を補填しなければならない。
5. 保証金の償却方法および償却率については、本契約の記載のとおりとする。保証金が償却された場合、償却時から 10 日以内に償却分を補填しなければならない。
6. 「甲」が「乙」より受領する敷金・保証金は、本契約が終了し、「乙」が「甲」に本物件の明渡しの確認を得た後、賃料の滞納・原状回復に要する費用の未払いその他本契約から生じる「乙」の債務不履行が存在する場合には、当該債務の額を差し引き、本契約に記載する時期にその残額を「甲」から「乙」に返還する。この場合、「甲」は敷金・保証金から差し引く債務の額の内訳を「乙」に明示しなければならない。

第 7 条 (反社会的勢力ではないことの確約)

- 「甲」及び「乙」は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
- 一、自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
 - 二、「甲」又は「乙」が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
 - 三、反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - 四、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 2. 「乙」は、「甲」の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

第 8 条 (禁止または制限される行為)

1. 「乙」は、本契約に記載の私用目的を変更してはならない。
2. 「乙」は、「甲」の書面による承諾なく、本物件の全部および一部につき賃借権の譲渡・転貸若しくは使用賃借をなし、或いは、本物件を第三者に使用させ、「乙」以外の名義を表示してはならない。「乙」は、「甲」の書面による承諾なく、本物件に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、又は、担保の用に供してはならない。代表者等役員の変更、株式譲渡等による経営主体の実質的変更は、賃貸借権の譲渡とみなす。
3. 「乙」は、「甲」の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築・改築・移転・改造若しくは模様替または本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
4. 「乙」は、「甲」の書面による承諾なく鍵の追加設置・交換・複製をしてはならない。
5. 「乙」は、本物件において次に例示するような危険な行為・騒音・悪臭の発生・近隣の迷惑および共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為並びに本物件に損害をおよぼす行為等をしてはならない。但し、「甲」の書面による承諾がある場合はこの限りでない。
 - 一、鉄砲・刀剣類又は爆発性・発火性を有する危険の物品等を製造又は保管すること。
 - 二、大型金庫その他の重量の有る大きな物品等を搬入又は備え付けること。

- 三、排水管等を腐食させるおそれの有る液体を流すこと。
- 四、大音量でテレビ・ステレオ・カラオケ等の操作、ピアノ等の楽器演奏を行う事。
- 五、猛獣・爬虫類・犬・猫等の動物を飼育すること。
- 六、階段・廊下等の共用部分を占有又は物品を置くこと。
- 七、階段・廊下・外壁等の共用部分に看板・ポスター等の広告物を掲示すること。
- 八、本物件の外部・窓等にて営業すること。
- 九、立入禁止区域内に立ち入ること。

第 9 条 (借主の管理義務)

1. 「乙」は、本物件の善良なる管理者の注意を以て使用する義務を負う。
2. 「乙」は、本物件の火災発生防止に留意するものとする。
3. 「乙」は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに「甲」が、本物件管理上に必要な事項を「乙」に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
4. 契約締結と同時に「甲」は、「乙」宛入室に必要な本契約に記載する鍵を貸与する。
これらの鍵は善良なる管理責任を以て保管且つ使用し、万一紛失・破損した場合、直ちに「甲」に連絡の上、「甲」が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。但し、新たな鍵の設置費用は「乙」の負担とする。「乙」は、本物件の明渡しの際、貸与を受けた本契約に記載する鍵(複製した鍵があれば複製鍵全部)を「甲」に返還しなければならない。

第 10 条 (通 知 義 務)

1. 「乙」の住所・名称・氏名等に変更がある場合は、直ちに「甲」宛文書にて通知しなければならない。
2. 「乙」の代表者(支店長、その他名称の如何にかかわらず法律上・事実上・本物件を使用・支配する責任者を含む)に変更がある場合、直ちに「甲」宛文書にて通知しなければならない。
3. 「乙」の連帯保証人に住所・名称・氏名・電話番号等の変更がある場合、直ちに「甲」宛に文書にて通知しなければならない。
4. 「乙」は、本物件に電話を設置する場合、電話番号が決まり次第、速やかに「甲」に通知しなければならない。
5. 「乙」は、本物件を10日間以上営業を停止する場合には、その期間・緊急連絡先等を事前に「甲」宛文書にて通知しなければならない。
6. 「乙」は、防火責任者を指定するものとし、防火責任者の指定および変更したときには直ちに「甲」宛文書にて通知しなければならない。
7. 本物件が自然力その他の要因により変異を生じた場合および修繕を要する箇所が生じた場合「乙」は、速やかにこの旨を「甲」に通知しなければならない。
8. 「乙」は、緊急時の連絡先に変更がある場合、直ちに「甲」宛文書にてその宛名と電話番号を通知しなければならない。
9. 「乙」が法人の場合において「乙」の名称・所在地・役員等登記簿記載事項に変更等があった場合、直ちに登記簿謄本を添えて「甲」に通知しなければならない。

第 11 条 (緊急時の管理行為)

1. 「甲」又は「甲」の指定する者は、火災による延焼を防止する必要がある場合、或いは、その他の緊急の必要がある場合においては、予め「乙」の承諾を得ることなく本物件内

に立入ることができる。この場合には、「甲」は「乙」の不在時に立入った時には、立入り後その旨を「乙」に通知しなければならない。

2. 「甲」または「甲」の指定する者は、本物件の保守管理上必要在るときは、予め「乙」に通知した上で本物件に立入り点検し、適宜な措置を講ずることができる。

第 12 条 (修繕費の負担部分)

1. 「甲」は、建物の躯体および付属設備の維持保全に必要な義務を負う。
2. 本物件内の壁・天井・床などに関する修繕（塗装替含む）および付属物件の修繕についての費用は原則として「乙」の負担とする。
3. 第1項の規定に基づき「甲」が修繕を行う場合、「甲」は予めその旨を「乙」に通知しなければならない。この際、「乙」は正当な事由ある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することはできない。
4. 本物件内に被損箇所を生じた時「乙」は「甲」に3日以内に届け出て確認を得るものとし、その届け出が遅れた為に「甲」に損害が生じた場合「乙」は、これを賠償する。

第 13 条 (内装造作諸設備工事)

1. 本契約締結後、「乙」において本物件に看板を設置・掲示をなす場合、あるいは本物件内の内装造作または付属物件の新設・撤去等全て原状を変更する場合、予め「乙」は計画書面による提出を以って「甲」の承認を得なければならない。この工事については、「甲」「乙」協議の上、施工するものとし、その費用は「乙」が、一切負担するものとする。
「乙」は、これらに関して必要費・有益費その他の費用の償還を「甲」に請求しない。
2. 「乙」が「甲」の承認を得て施した建具・その造作・模様替等は、本契約終了の場合において買取請求権はこれを放棄することを承認し直ちに当該物件の撤収をなし、原状回復の義務を負うものとする。
3. 「乙」が「甲」の承認を得ずして前項の改造等の行為をなした場合、このために生じた損害の賠償責任は勿論、直ちに原状回復の義務を負う。

第 14 条 (契約の解除・消滅)

1. 「乙」において次の何れかの事由が生じた場合、「甲」は、相当期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。
 - 一、本契約に定める賃料・管理・共益費等を支払わない場合。
 - 二、「乙」が本契約およびこの約款の各条項に違反した場合。
 - 三、入居申込書の内容について虚偽の事実が認められた場合。
2. 「乙」において本物件を使用するにあたり次の何れかの事由が生じた場合、「甲」は、何等通知・催告を要せず即時本契約を解除することができる。
 - 一、「乙」またはその使用人の行為が、本物件内の共同生活の秩序を著しく乱すものと認められる場合。
 - 二、「乙」またはその使用人に覚醒剤・売春等警察の介入を生じさせる行為があった場合。
 - 三、「乙」またはその使用人が暴力団・極左・極右暴力集団の構成員・これらの支配下にあるものと判明した場合。
 - 四、「乙」またはその使用人が暴力団・極左・極右暴力集団の構成員・これらの支配下にあるものを本物件に反復・継続して出入りさせたり、近隣住民の平穏を害する恐れのある行為があった場合。

五、「乙」またはその使用人が本物件を暴力団・極左・極右暴力集団の事務所かアジトとして使用した場合、或いは第三者に同様の目的として使用することを許容した場合。

六、「乙」が銀行取引停止処分を受け、または破産・和議等の申立を受けた場合、或いは著しい信用不安を生じた場合。

3. 天災・地変・火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合、都市計画等により本物件が収用・使用の制限を受け賃貸借契約を継続することができなくなった場合には本契約は当然消滅する。

第 15 条 (「乙」からの解約)

1. 「乙」は、「甲」に対して解約の申し入れをした場合、本契約のとおり本契約を解除することができる。
2. 前項の規定にかかわらず「乙」は、本契約に掲げる解約の申し入れの日から解約の効力の発生する日までの賃料相当額を「甲」に支払うことにより即時に本契約を解約することができる。

第 16 条 (明 渡 し)

1. 「乙」は、本契約が終了する日まで(第 15 条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに)第 14 条に記載する方法で原状回復の上、本物件を明け渡さなければならない。
2. 「乙」は、「乙」またはその使用人・関係者の故意または過失の行為により、本物件及び本物件の属する建物に破損・毀損・汚損・故障その他の損害を生じさせた場合には、「甲」の承諾のもとに「乙」の費用負担で本物件または本物件の属する建物を原状回復しなければならない。但し、「乙」が任意に原状回復しない場合には、「甲」は、「乙」の費用負担のもとに原状回復することができる。その場合には、原状回復の内訳を「乙」に対して明示しなければならない。
3. 「乙」は、本物件の明け渡しをするときには、3ヶ月前までに「甲」に通知し、立会日を協議しなければならない。但し、「乙」の債務不履行による解約・解除により、直ちに明け渡し場合を除く。
4. 「甲」及び「乙」は、原状回復の内容および方法について協議するものとする。
5. 明け渡しについて「乙」は、残置物を全て処理し、室内清掃を済ませ、公共料金の精算を済ませた上で鍵を引き渡すものとする。「乙」の都合で遵守できない場合、「乙」の費用負担のもとで「甲」が残置物の処分等を行うことができる。

第 17 条 (立 入 り)

1. 「甲」または「甲」の指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他本物件の管理上特に必要があるときは、予め「乙」の承諾を得て本物件内に立入ることができる。
2. 「乙」は、正当な事由がある場合を除き、前項の規定に基づく「甲」または「甲」の指定する者の立ち入りを拒否することはできない。
3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者または本物件を譲り受けようとする者が下見するときは、「甲」および下見する者は、予め「乙」の承諾を得て本物件内に立入ることができる。

第 18 条 (損 害 賠 償 等)

1. 「乙」が明け渡しを遅延したときは、「乙」は「甲」に対して、賃貸借契約が解除された

日または消滅した翌日から明け渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

2. 「乙」またはその使用人・関係者の故意・過失等により、本物件または本物件の属する建物に破損・汚損・故障その他の損害を生じさせたときは、「乙」は、遅滞なくその旨を「甲」および関係者に連絡し、一切の損害を賠償しなければならない。
3. 「乙」と他の入居者その他第三者間で生じた損害賠償問題等については、事由の如何を問わずその当事者間で問題を解決するものとし、「甲」はこれに関与しないものとする。
4. 「甲」は、その責によらない火災・盗難等その他諸設備の故障による「乙」の損害若しくは本物件の使用を不可能にするような非常事態等の発生による「乙」の損害については、責任を負わない。

第 19 条 (立退料等請求禁止)

本契約が解除または合意によって終了した場合には、「乙」は「甲」に対して移転料・立退料・損害賠償その他何等の名目の如何を問わず一切の請求をしないものとする。

第 20 条 (連 帯 保 証 人)

1. 「丙」は、「乙」と連帯して、合意更新・法定更新にかかわらず本契約が存続する限り本契約から生じる「乙」の一切の債務を負担するものとする。
2. 「丙」は、別途、連帯保証人引受承諾書に署名し、実印を押捺しなければならない。
3. 「丙」は、連帯保証人引受を証するため印鑑証明証を添付しなければならない。
4. 第 1 項の連帯保証人が欠けるに至ったとき、または連帯保証人として適当でないと「甲」が認めたときは、「乙」は「甲」の請求に従い直ちに「甲」が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。

第 21 条 (協 議)

「甲」および「乙」は、本契約書ならびにこの約款に定めがない事項の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣習に従い誠意を以て協議し解決するものとする。

第 22 条 (訴 訟 管 轄)

本契約に関する訴訟の管轄裁判所を本物件所在地の裁判所と定める。

第 23 条 (特 約 事 項)

1. 借主は、退去明け渡し時に室内クリーニングの費用を負担する。
2. 原状回復について借主は、貸室内に設置した物件等全てを自費にて撤去するものとし、汚損・破損等のある場合には、その費用も負担する。その他については、貸主・借主・中立人の 3 者にて協議し決定する。
3. 本賃貸借契約に係る甲と丙との間の連帯保証契約は、2009 年 8 月 24 日に締結され、その時点から継続していることから、2020 年 4 月 1 日の民法改正の内容に関わらず、従前の契約書の規定に基づくものとする。

本契約締結の証として契約書二通を作成し、甲・乙・丙、記名・押印の上、甲・乙各自一通を保管する。

2021 年 8 月 27 日

(甲) 貸主 住 所

名 称

代表取締役

電話番号

(乙) 借主 住 所

氏 名

松本 寛道

電話番号

(丙) 連帯保証人 住 所

氏 名

電話番号

立 会 人 住 所

名 称

千葉県知事 (9) 第 8074 号

株式会社ハウジング大興

代表取締役 大澤 輝子

電話番号 04-7163-1451

事業用貸貸借更新契約書

貸主「甲」 有限会社 宇津宮商事

借主「乙」 松本 寛道

事業用賃貸借契約に付帯する賃貸借契約約款に基づき以下条件にて本契約を締結する。

【物件の表示】

名 称	████████████████████	████████████████
所 在 地	██	
建 物	鉄骨造陸屋根 3 階建	
使用目的	事務所	

【貸借の条件】

賃 料	月 額	5 3, 0 0 0 円
管 理 費	月 額	2, 0 0 0 円
保 証 金	預り保証金額	_____
	保証金償却は、解約明け渡し時に賃料の*ヶ月分相当額	
敷 金	預り敷金	1 0 6, 0 0 0 円
更 新 料	新賃料の1ヶ月分相当額	
契約期間	自 2 0 2 4 年 9 月 1 日 ～ 至 2 0 2 7 年 8 月 3 1 日	
解 約 権	借主が、解約の申入れした通知日から1ヶ月経過後に発生	
貸 与 鍵	紛失した場合には交換費用を借主は負担する	

【支払方法および支払期限等】

賃料等振込先	銀行・支店 口座番号 口座名義
支払の期限等	翌月分を毎月末日までに支払うこと（翌月分前払い方法） 振込等の手数料は借主の負担とする
特記事項	

事業用建物賃貸借契約約款

第 1 条 (賃貸借の目的物)

賃貸借の目的物（以下「本物件という」は、事業用建物賃貸借契約書（以下「本契約」という）に記載するとおりとする。

第 2 条 (契約の期間および更新料)

1. 契約の期間は、本契約に記載するとおりとする。
2. 「甲」および「乙」は、協議のうえ本契約を更新することができる。
3. 本契約が更新される場合には、「乙」は「甲」に対し、本契約に記載する更新料を支払うものとする。

第 3 条 (使用目的)

「乙」は本契約に記載する目的として本物件を使用しなければならない。

第 4 条 (賃料)

1. 「乙」は、本契約の記載に基づき賃料を「甲」指定の銀行口座に振込により支払うものとする。
2. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、当該月日数にて日割計算した額とする。
3. 「乙」は、本契約の記載に基づき解約の申入れをした場合でも解約の効力が発生する日までの賃料を支払わなければならない。
4. 「甲」および「乙」は、次の各号の何れかに該当する場合、契約期間中であっても協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一、土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合。
 - 二、土地又は建物の価格の上昇又は低下、その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合。
 - 三、近隣の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合。

第 5 条 (管理・共益費)

1. 「乙」は、本契約に記載する管理・共益費および付属施設料ならびに看板使用料等雑費（以下「管理・共益費等」という）を「甲」に支払い、固定資産税・地代および建物修繕費は、「甲」の負担とする。
2. 前項の管理・共益費等は、本契約の記載に基づき指定の銀行口座に振込により支払うものとする。
3. 1ヶ月に満たない期間の管理・共益費等は、当該月日数として日割計算の額とする。但し、この場合においても前条第3項を準用する。
4. 「甲」及び「乙」は、管理・共益費等が前条第4項に準じる事由により不相当となった場合に協議の上、管理・共益費等を改定することができる。
5. 電気・ガス・水道および電話その他の専用設備の使用料金は、「乙」の負担とする。但し、個別メーターを設置しない場合は、「甲」の請求に基づき支払うものとする。
6. 防犯・防火・衛生その他世帯主として負担すべき費用等は、「乙」の負担とする。
7. 付帯設備等の故障について、「乙」の使用方法に原因が存するときには「乙」の費用負担とする。
8. 「乙」は、本契約と同時に火災保険に加入するものとする。

第 6 条 (敷金保証金)

1. 「乙」は、本契約から生じる債務の担保として本契約に記載する敷金・保証金を「甲」に預け入れるものとする。但し、敷金・保証金には、利息をつけない。
2. 「乙」は、本物件を明渡すまでの間、敷金・保証金をもって賃料・管理・共益費等その他の債務と相殺をすることはできない。
3. 「乙」は、敷金・保証金返還請求を第三者に譲渡又は担保の目的に供してはならない。
4. 賃料が増額された場合、「乙」は、敷金を補填しなければならない。
5. 保証金の償却方法および償却率については、本契約の記載のとおりとする。保証金が償却された場合、償却時から10日以内に償却分を補填しなければならない。
6. 「甲」が「乙」より受領する敷金・保証金は、本契約が終了し、「乙」が「甲」に本物件の明渡しの確認を得た後、賃料の滞納・原状回復に要する費用の未払いその他本契約から生じる「乙」の債務不履行が存在する場合には、当該債務の額を差し引き、本契約に記載する時期にその残額を「甲」から「乙」に返還する。この場合、「甲」は敷金・保証金から差し引く債務の額の内訳を「乙」に明示しなければならない。

第 7 条 (反社会的勢力ではないことの確約)

- 「甲」及び「乙」は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
- 一、自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
 - 二、「甲」又は「乙」が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
 - 三、反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - 四、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 2. 「乙」は、「甲」の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

第 8 条 (禁止または制限される行為)

1. 「乙」は、本契約に記載の私用目的を変更してはならない。
2. 「乙」は、「甲」の書面による承諾なく、本物件の全部および一部につき賃借権の譲渡・転貸若しくは使用貸借をなし、或いは、本物件を第三者に使用させ、「乙」以外の名義を表示してはならない。「乙」は、「甲」の書面による承諾なく、本物件に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、又は、担保の用に供してはならない。代表者等役員の変更、株式譲渡等による経営主体の実質の変更は、賃貸借権の譲渡とみなす。
3. 「乙」は、「甲」の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築・改築・移転・改造若しくは模様替または本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
4. 「乙」は、「甲」の書面による承諾なく鍵の追加設置・交換・複製をしてはならない。
5. 「乙」は、本物件において次に例示するような危険な行為・騒音・悪臭の発生・近隣の迷惑および共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為並びに本物件に損害をおよぼす行為等をしてはならない。但し、「甲」の書面による承諾がある場合はこの限りでない。
 - 一、鉄砲・刀剣類又は爆発性・発火性を有する危険の物品等を製造又は保管すること。
 - 二、大型金庫その他の重量の有る大きな物品等を搬入又は備え付けること。

- 三、排水管等を腐食させるおそれの有る液体を流すこと。
- 四、大音量でテレビ・ステレオ・カラオケ等の操作、ピアノ等の楽器演奏を行う事。
- 五、猛獣・爬虫類・犬・猫等の動物を飼育すること。
- 六、階段・廊下等の共用部分を占有又は物品を置くこと。
- 七、階段・廊下・外壁等の共用部分に看板・ポスター等の広告物を掲示すること。
- 八、本物件の外部・窓等にて営業すること。
- 九、立入禁止区域内に立ち入ること。

第 9 条 (借主の管理義務)

1. 「乙」は、本物件の善良なる管理者の注意を以て使用する義務を負う。
2. 「乙」は、本物件の火災発生防止に留意するものとする。
3. 「乙」は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに「甲」が、本物件管理上に必要な事項を「乙」に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
4. 契約締結と同時に「甲」は、「乙」宛入室に必要な本契約に記載する鍵を貸与する。
これらの鍵は善良なる管理責任を以て保管且つ使用し、万一紛失・破損した場合、直ちに「甲」に連絡の上、「甲」が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。但し、新たな鍵の設置費用は「乙」の負担とする。「乙」は、本物件の明渡しの際、貸与を受けた本契約に記載する鍵（複製した鍵があれば複製鍵全部）を「甲」に返還しなければならない。

第 10 条 (通 知 義 務)

1. 「乙」の住所・名称・氏名等に変更がある場合は、直ちに「甲」宛文書にて通知しなければならない。
2. 「乙」の代表者（支店長、その他名称の如何にかかわらず法律上・事実上・本物件を使用・支配する責任者を含む）に変更がある場合、直ちに「甲」宛文書にて通知しなければならない。
3. 「乙」の連帯保証人に住所・名称・氏名・電話番号等の変更がある場合、直ちに「甲」宛に文書にて通知しなければならない。
4. 「乙」は、本物件に電話を設置する場合、電話番号が決まり次第、速やかに「甲」に通知しなければならない。
5. 「乙」は、本物件を10日間以上営業を停止する場合には、その期間・緊急連絡先等を事前に「甲」宛文書にて通知しなければならない。
6. 「乙」は、防火責任者を指定するものとし、防火責任者の指定および変更したときには直ちに「甲」宛文書にて通知しなければならない。
7. 本物件が自然力その他の要因により変異を生じた場合および修繕を要する箇所が生じた場合「乙」は、速やかにこの旨を「甲」に通知しなければならない。
8. 「乙」は、緊急時の連絡先に変更がある場合、直ちに「甲」宛文書にてその宛名と電話番号を通知しなければならない。
9. 「乙」が法人の場合において「乙」の名称・所在地・役員等登記簿記載事項に変更等があった場合、直ちに登記簿謄本を添えて「甲」に通知しなければならない。

第 11 条 (緊急時の管理行為)

1. 「甲」又は「甲」の指定する者は、火災による延焼を防止する必要がある場合、或いは、その他の緊急の必要がある場合においては、予め「乙」の承諾を得ることなく本物件内

に立入ることができる。この場合には、「甲」は「乙」の不在時に立入った時には、立入り後その旨を「乙」に通知しなければならない。

2. 「甲」または「甲」の指定する者は、本物件の保守管理上必要在るときは、予め「乙」に通知した上で本物件に立入り点検し、適宜な措置を講ずることができる。

第 12 条 (修繕費の負担部分)

1. 「甲」は、建物の躯体および付属設備の維持保全に必要な義務を負う。
2. 本物件内の壁・天井・床などに関する修繕（塗装替含む）および付属物件の修繕についての費用は原則として「乙」の負担とする。
3. 第1項の規定に基づき「甲」が修繕を行う場合、「甲」は予めその旨を「乙」に通知しなければならない。この際、「乙」は正当な事由ある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することはできない。
4. 本物件内に破損箇所を生じた時「乙」は「甲」に3日以内に届け出て確認を得るものとし、その届け出が遅れた為に「甲」に損害が生じた場合「乙」は、これを賠償する。

第 13 条 (内装造作諸設備工事)

1. 本契約締結後、「乙」において本物件に看板を設置・掲示をなす場合、あるいは本物件内の内装造作または付属物件の新設・撤去等全て原状を変更する場合、予め「乙」は計画書面による提出を以って「甲」の承認を得なければならない。この工事については、「甲」「乙」協議の上、施工するものとし、その費用は「乙」が、一切負担するものとする。
「乙」は、これらに関して必要費・有益費その他の費用の償還を「甲」に請求しない。
2. 「乙」が「甲」の承認を得て施した建具・その造作・模様替等は、本契約終了の場合において買取請求権はこれを放棄することを承認し直ちに当該物件の撤収をなし、原状回復の義務を負うものとする。
3. 「乙」が「甲」の承認を得ずして前項の改造等の行為をなした場合、このために生じた損害の賠償責任は勿論、直ちに原状回復の義務を負う。

第 14 条 (契約の解除・消滅)

1. 「乙」において次の何れかの事由が生じた場合、「甲」は、相当期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。
 - 一、本契約に定める賃料・管理・共益費等を支払わない場合。
 - 二、「乙」が本契約およびこの約款の各条項に違反した場合。
 - 三、入居申込書の内容について虚偽の事実が認められた場合。
2. 「乙」において本物件を使用するにあたり次の何れかの事由が生じた場合、「甲」は、何等通知・催告を要せず即時本契約を解除することができる。
 - 一、「乙」またはその使用人の行為が、本物件内の共同生活の秩序を著しく乱すものと認められる場合。
 - 二、「乙」またはその使用人に覚醒剤・売春等警察の介入を生じさせる行為があった場合。
 - 三、「乙」またはその使用人が暴力団・極左・極右暴力団の構成員・これらの支配下にあるものと判明した場合。
 - 四、「乙」またはその使用人が暴力団・極左・極右暴力団の構成員・これらの支配下にあるものを本物件に反復・継続して出入りさせたり、近隣住民の平穏を害する恐れのある行為があった場合。

五、「乙」またはその使用人が本物件を暴力団・極左・極右暴力団の事務所かアジトとして使用した場合、或いは第三者に同様の目的として使用することを許容した場合。

六、「乙」が銀行取引停止処分を受け、または破産・和議等の申立を受けた場合、或いは著しい信用不安を生じた場合。

3. 天災・地変・火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合、都市計画等により本物件が収用・使用の制限を受け賃貸借契約を継続することができなくなった場合には本契約は当然消滅する。

第 15 条 (「乙」からの解約)

1. 「乙」は、「甲」に対して解約の申し入れをした場合、本契約のとおり本契約を解除することができる。
2. 前項の規定にかかわらず「乙」は、本契約に掲げる解約の申し入れの日から解約の効力の発生する日までの賃料相当額を「甲」に支払うことにより即時に本契約を解約することができる。

第 16 条 (明 渡 し)

1. 「乙」は、本契約が終了する日まで(第15条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに)第14条に記載する方法で原状回復の上、本物件を明け渡さなければならない。
2. 「乙」は、「乙」またはその使用人・関係者の故意または過失の行為により、本物件及び本物件の属する建物に破損・毀損・汚損・故障その他の損害を生じさせた場合には、「甲」の承諾のもとに「乙」の費用負担で本物件または本物件の属する建物を原状回復しなければならない。但し、「乙」が任意に原状回復しない場合には、「甲」は、「乙」の費用負担のもとに原状回復することができる。その場合には、原状回復の内訳を「乙」に対して明示しなければならない。
3. 「乙」は、本物件の明け渡しをするときには、3ヶ月前までに「甲」に通知し、立会日を協議しなければならない。但し、「乙」の債務不履行による解約・解除により、直ちに明け渡し場合を除く。
4. 「甲」及び「乙」は、原状回復の内容および方法について協議するものとする。
5. 明け渡しについて「乙」は、残置物を全て処理し、室内清掃を済ませ、公共料金の精算を済ませた上で鍵を引き渡すものとする。「乙」の都合で遵守できない場合、「乙」の費用負担のもとで「甲」が残置物の処分等を行うことができる。

第 17 条 (立 入 り)

1. 「甲」または「甲」の指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他本物件の管理上特に必要があるときは、予め「乙」の承諾を得て本物件内に立入ることができる。
2. 「乙」は、正当な事由がある場合を除き、前項の規定に基づく「甲」または「甲」の指定する者の立ち入りを拒否することはできない。
3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者または本物件を譲り受けようとする者が下見するときは、「甲」および下見する者は、予め「乙」の承諾を得て本物件内に立入ることができる。

第 18 条 (損 害 賠 償 等)

1. 「乙」が明け渡しを遅延したときは、「乙」は「甲」に対して、賃貸借契約が解除された

日または消滅した翌日から明け渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

2. 「乙」またはその使用人・関係者の故意・過失等により、本物件または本物件の属する建物に破損・汚損・故障その他の損害を生じさせたときは、「乙」は、遅滞なくその旨を「甲」および関係者に連絡し、一切の損害を賠償しなければならない。
3. 「乙」と他の入居者その他第三者間で生じた損害賠償問題等については、事由の如何を問わずその当事者間で問題を解決するものとし、「甲」はこれに関与しないものとする。
4. 「甲」は、その責によらない火災・盗難等その他諸設備の故障による「乙」の損害若しくは本物件の使用を不可能にするような非常事態等の発生による「乙」の損害については、責任を負わない。

第 19 条 (立退料等請求禁止)

本契約が解除または合意によって終了した場合には、「乙」は「甲」に対して移転料・立退料・損害賠償その他何等の名目の如何を問わず一切の請求をしないものとする。

第 20 条 (連 帯 保 証 人)

1. 「丙」は、「乙」と連帯して、合意更新・法定更新にかかわらず本契約が存続する限り本契約から生じる「乙」の一切の債務を負担するものとする。
2. 「丙」は、別途、連帯保証人引受承諾書に署名し、実印を押捺しなければならない。
3. 「丙」は、連帯保証人引受を証するため印鑑証明証を添付しなければならない。
4. 第 1 項の連帯保証人が欠けるに至ったとき、または連帯保証人として適当でないと「甲」が認めたときは、「乙」は「甲」の請求に従い直ちに「甲」が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。

第 21 条 (協 議)

「甲」および「乙」は、本契約書ならびにこの約款に定めがない事項の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣習に従い誠意を以って協議し解決するものとする。

第 22 条 (訴 訟 管 轄)

本契約に関する訴訟の管轄裁判所を本物件所在地の裁判所と定める。

第 23 条 (特 約 事 項)

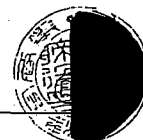
1. 借主は、退去明け渡し時に室内クリーニングの費用を負担する。
2. 原状回復について借主は、貸室内に設置した物件等全てを自費にて撤去するものとし、汚損・破損等のある場合には、その費用も負担する。その他については、貸主・借主・中立人の 3 者にて協議し決定する。
3. 本賃貸借契約に係る甲と丙との間の連帯保証契約は、2009 年 8 月 24 日に締結され、その時点から継続していることから、2020 年 4 月 1 日の民法改正の内容に関わらず、従前の契約書の規定に基づくものとする。

本契約締結の証として契約書二通を作成し、甲・乙・丙、記名・押印の上、甲・乙各自一通を保管する。

2024 年 9 月 / 日

(甲) 貸 主 住 所 [REDACTED]

名 称 [REDACTED]
代表取締役 [REDACTED]



電話番号 [REDACTED]

(乙) 借 主 住 所 [REDACTED]

氏 名 松本 寛道



電話番号 [REDACTED]

(丙) 連帯保証人 住 所 [REDACTED]

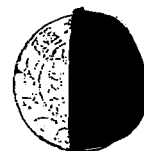
氏 名 [REDACTED]



電話番号 [REDACTED]

立 会 人 住 所 千葉県柏市北柏1丁目7番12号

名 称 千葉県知事(10)第8074号
株式会社ハウジング大興
代表取締役 渡邊 康史
電話番号 04-7163-1451



R6 年度

議員名 松本寛道

支出科目 その他の経費(燃料費)

日付	摘 要	金 額	累 計	備考
4/10	ガソリン代(31.04L)	5,060	9,951	4月分
4/29	ガソリン代(30.38L)	4,891	4975	按分後
5/19	ガソリン代(32.18L)	5,181	5,181	5月分
			2590	按分後
6/3	ガソリン代(31.06L)	5,001	10,066	6月分
6/20	ガソリン代(31.46L)	5,065	5033	按分後
7/5	ガソリン代(32.09L)	5,231	5231	7月分
			2615	按分後
			0	
			0	
			0	
			0	
			0	
			0	
			0	
			0	
			0	
			0	
			0	
			0	
			0	
			0	
			0	
			0	
			0	
		30,429	15,213	

領収書等の貼付票

議員名 松本寛道

No. 1

使途科目 その他経費



(株) 湯浅
北柏給油所
千葉県柏市北柏2-22-3
TEL: 04-7163-5031 SS: 30695-14058
登録番号: T8040001037170

クレジットカード売上票

2024年04月10日 17:44 伝票No. 3682
取引通番 6349

MATSUMOTO/HIROMI様
[REDACTED] IC [REDACTED]

一般提携

0120-00 7499
レギュラーガソリン P10 ¥5153
数量 31.04L
単価 @166
値引 @-3 ¥-93
(内ガソリン税 @53.8 ¥1670)
(調整後単価 @163 ¥5060)

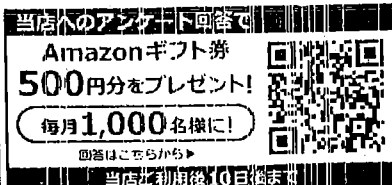
合計 ¥5,060
(内税分消費税 ¥460)
(内税10%対象額 ¥5060)
(内税10%消費税 ¥460)

承認No. 0000830051
支払方法 一括
クレジットご利用額 ¥5,060
有効期限 XX年XX月 企業コード [REDACTED]
端末識別番号 7736410110140
ARCOO ATC0719 01 VISACREDIT
A0000000031010

2:0000000-0:0000000

04

処理日付: 2024/04/10 7499-7501
100取引



(株) 湯浅
北柏給油所
千葉県柏市北柏2-22-3
TEL: 04-7163-5031 SS: 30695-14058
登録番号: T8040001037170

クレジットカード売上票

2024年04月29日 17:37 伝票No. 3998
取引通番 6385

MATSUMOTO/HIROMI様
[REDACTED] IC [REDACTED]

一般提携

0120-00 8948
レギュラーガソリン P10 ¥4982
数量 30.38L
単価 @164
値引 @-3 ¥-91
(内ガソリン税 @53.8 ¥1634)
(調整後単価 @161 ¥4891)

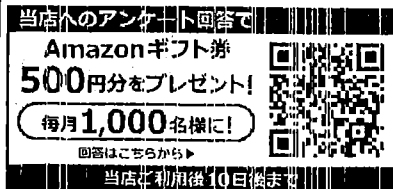
合計 ¥4,891
(内税分消費税 ¥445)
(内税10%対象額 ¥4891)
(内税10%消費税 ¥445)

承認No. 0000174311
支払方法 一括
クレジットご利用額 ¥4,891
有効期限 XX年XX月 企業コード [REDACTED]
端末識別番号 7736410110140
ARCOO ATC072A 01 VISACREDIT
A0000000031010

2:0000000-0:0000000

04

処理日付: 2024/04/29 8948-8950
100取引



(株) 湯浅
北柏給油所
千葉県柏市北柏2-22-3
TEL: 04-7163-5031 SS: 30695-14058
登録番号: T8040001037170

クレジットカード売上票

2024年05月19日 17:18 伝票No. 4352
取引通番 7495

MATSUMOTO/HIROMI様
[REDACTED] IC [REDACTED]

一般提携

0120-00 0833
レギュラーガソリン P10 ¥5278
数量 32.18L
単価 @164
値引 @-3 ¥-97
(内ガソリン税 @53.8 ¥1731)
(調整後単価 @161 ¥5181)

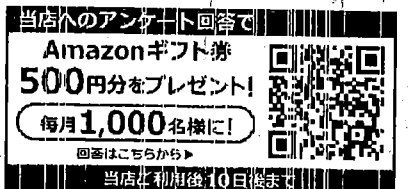
合計 ¥5,181
(内税分消費税 ¥471)
(内税10%対象額 ¥5181)
(内税10%消費税 ¥471)

承認No. 0000522552
支払方法 一括
クレジットご利用額 ¥5,181
有効期限 XX年XX月 企業コード [REDACTED]
端末識別番号 7736410110140
ARCOO ATC0736 01 VISACREDIT
A0000000031010

2:0000000-0:0000000

04

処理日付: 2024/05/19 0833-0835
100取引



領収書等の貼付票

議員名 松本寛道

No. 5

使途科目 その他経 費



apollostation

(株)湯浅
北柏給油所
千葉県柏市北柏2-22-3
TEL:04-7163-5031 SS:30695-14058
登録番号:T8040001037170

クレジットカード売上票

2024年06月03日 18:51 伝票No.1697
取引通番 5899

MATSUMOTO/HIROMI様
[REDACTED] IC [REDACTED]

一般提携

0120-00 6207
レギュラーガソリン P04 ¥5094
数量 31.06L
単価 @164
値引 @-3 ¥-93
(内ガソリン税 @53.8 ¥1671)
(調整後単価 @161 ¥5001)

合計 ¥5,001
(内税分消費税 ¥455)
(内税10%対象額 ¥5001)
(内税10%消費税 ¥455)

承認No.0000250625
支払方法 一括
クレジットご利用額 ¥5,001
有効期限 XX年XX月 企業コード [REDACTED]
端末識別番号 7736410110138
ARCOO ATC0744 01 VISACREDIT
A0000000031010

2:0000000-0:0000000
02

処理日付:2024/06/03 6207-6209
100取引

当店へのアンケート回答で

Amazonギフト券

500円分をプレゼント!

毎月1,000名様!

回答はこちらから▶

当店ご利用後10日後まで

給油をお得に! 新アプリ
カーライフを便利に!

Drive On

※クーポン配布・対応サービスは、店舗により異なります。

お得なキャンペーン実施中 今すぐダウンロード!



apollostation

(株)湯浅
北柏給油所
千葉県柏市北柏2-22-3
TEL:04-7163-5031 SS:30695-14058
登録番号:T8040001037170

クレジットカード売上票

2024年06月20日 19:16 伝票No.0511
取引通番 5575

MATSUMOTO/HIROMI様
[REDACTED] IC [REDACTED]

一般提携

0120-00 4711
レギュラーガソリン P10 ¥5159
数量 31.46L
単価 @164
値引 @-3 ¥-94
(内ガソリン税 @53.8 ¥1693)
(調整後単価 @161 ¥5065)

合計 ¥5,065
(内税分消費税 ¥460)
(内税10%対象額 ¥5065)
(内税10%消費税 ¥460)

承認No.0000881010
支払方法 一括
クレジットご利用額 ¥5,065
有効期限 XX年XX月 企業コード [REDACTED]
端末識別番号 7736410110140
ARCOO ATC0752 01 VISACREDIT
A0000000031010

2:0000000-0:0000000
04

処理日付:2024/06/20 4711-4713
100取引

当店へのアンケート回答で

Amazonギフト券

500円分をプレゼント!

毎月1,000名様!

回答はこちらから▶

当店ご利用後10日後まで

給油をお得に! 新アプリ
カーライフを便利に!

Drive On

※クーポン配布・対応サービスは、店舗により異なります。

お得なキャンペーン実施中 今すぐダウンロード!



apollostation

(株)湯浅
北柏給油所
千葉県柏市北柏2-22-3
TEL:04-7163-5031 SS:30695-14058
登録番号:T8040001037170

クレジットカード売上票

2024年07月05日 19:29 伝票No.8460
取引通番 8470

MATSUMOTO/HIROMI様
[REDACTED] IC [REDACTED]

一般提携

0120-00 1307
レギュラーガソリン P10 ¥5327
数量 32.09L
単価 @166
値引 @-3 ¥-96
(内ガソリン税 @53.8 ¥1726)
(調整後単価 @163 ¥5231)

合計 ¥5,231
(内税分消費税 ¥476)
(内税10%対象額 ¥5231)
(内税10%消費税 ¥476)

承認No.0000496973
支払方法 一括
クレジットご利用額 ¥5,231
有効期限 XX年XX月 企業コード [REDACTED]
端末識別番号 7736410110140
ARCOO ATC075E 01 VISACREDIT
A0000000031010

2:0000000-0:0000000
04

処理日付:2024/07/05 1307-1309
100取引

当店へのアンケート回答で

Amazonギフト券

500円分をプレゼント!

毎月1,000名様!

回答はこちらから▶

当店ご利用後10日後まで

給油をお得に! 新アプリ
カーライフを便利に!

Drive On

※クーポン配布・対応サービスは、店舗により異なります。

お得なキャンペーン実施中 今すぐダウンロード!